

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報  
【公表】

整理番号	73
契約番号	4農振財契第1152号
件名	令和4年度立川庁舎下圃場コナラ林伐採業務委託
入札方法	ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを使用した電子入札
履行場所	別紙仕様書のとおり
概要	別紙仕様書のとおり
履行期間	契約確定の日の翌日から令和5年3月31日まで(土日祝祭日を除く)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	次の要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 東京都における令和3・4年度建設工事等競争入札参加有資格者で、営業種目2700「造園」に登録している者であること。
格付	問わない
現場説明会	実施しない
開札予定日時	令和5年2月3日(金) 午前10時00分(ビジネスチャンス・ナビ上)
希望申出期間	令和5年1月16日(月)午前10時から令和5年1月23日(月)午後4時まで
希望申出先	希望申請は、ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを通じてご提出ください。 下記「希望申出時の提出書類」を添付してください。
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) 東京都の「令和3・4年度建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和3・4年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事)」の写し
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。 (8) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 管理係 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0505

## 特記仕様書

- 1 件名 令和4年度立川庁舎下圃場コナラ林伐採業務委託
- 2 履行場所 東京都立川市富士見町三丁目8番1号  
公益財団法人東京都農林水産振興財団
- 3 履行期間 契約確定の日の翌日から 令和5年3月31日 まで  
(土日祝祭日を除く)
- 4 作業概要
  - (1) 立川庁舎下圃場コナラ他実生木林は下記6-(1)(2)の「別紙1-1、別紙2」により指定されたエリアの皆伐工を行う。
  - (2) (1)による発生材の運搬処理を行うこと。
- 5 適用範囲 この特記仕様書は、「街路樹等維持標準仕様書」(緑地管理編) (平成25年4月東京都建設局公園緑地部) (以下、「標準仕様書」とする。)に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定める。
- 6 特記事項
  - (1) 対象樹木  
「別紙1-1 コナラ林位置図」及び「別紙1-2 コナラ林状況写真」を参照のこと。
  - (2) 皆伐面積  
「別紙2 コナラ林伐採範囲(面積)」を参照のこと。
  - (3) 発生材の処分  
全量場外持ち帰り適正に処分すること。  
但し、コナラほか実生木の皆伐発生材の内「シュロ」は場内処分とする。  
処分は下記「6-(11) 発生材料の処理」に準ずること。
  - (4) 伐採  
根元から伐採し、適切な大きさに切断し搬出を行うこと。伐根は不要である。
  - (5) 作業時間  
作業は、原則として土日祝祭日を除く平日午前8時30分から午後4時30分の間で行うこと。

(6) 作業計画書の提出

作業開始前に作業計画書をあらかじめ作成し、財団の承認を得ること。

(7) 現場管理者

受託者は委託契約後、造園施工管理技士を現場管理者として1名以上配置し、安全衛生管理を行い、伐採作業時は現場に常駐すること。

なお、受託者は作業計画書に現場管理者となる者の氏名を記載し、「造園施工管理技士」の資格者証（写）を添付した承諾申請書を添付すること。

(8) 伐採等高所作業における安全管理

① 高い場所の伐採作業については、道路復員が狭いなどにより交通規制できない場合を除き、高所作業車を使用すること。

② 樹上作業を行う場合、地上2m以上においては、造園用の安全带二丁掛けを使用すること。安全带は二点支持することを原則とする。

また、幹に掛けることを基本とし、足場となる枝に掛けてはならない。これらは樹上で伐採箇所を移動する際にも徹底すること。

また、安全带を回す幹や足場とする枝には異常がないか十分確認すること。

③ 作業員にはヘルメット・安全（反射）ベスト・安全带（二丁掛）の安全装の着用を義務付けること。また、作業に先立ち、毎朝、作業手順及び作業員の健康状態の確認を行うこと。

④ はしごを使用する場合、昇降時においては安全带二丁掛け（二点支持）とし、二人作業として、一人が必ずはしごを支えること。また、はしご上部はしっかり固定すること。

⑤ 伐採枝が電線に近接する場合は、必要に応じて東京電力の立会いの上、作業の内容や近接状況を確認し、防護措置等について打ち合わせを行うこと。

(9) 敷地内作業

敷地内作業については、通行人、職員、公用車等の通行の妨げにならないように配慮し、実際の作業に従事するものとは別に誘導員を1名以上配置し、第三者災害の防止に努めること。なお、場内通路を完全通行止めにする場合は許可しない。迂回させる場合には、適切な案内表示を行うこと。

(10) 作業広報の掲示

この委託作業の10日程度前までに、作業広報（A3程度の用紙に件名・伐採時期・作業案内図・受託者連絡先番号・発注者等明記）を提示するとともに、地域住民に対し伐採作業のお知らせのチラシを配布すること。記載する内容を財団に事前に提出し、確認を受けること。

(11) 発生材料の処理

発生材の運搬処理については、受託者が、「東京都建設リサイクルガイドライン（東京都都市整備局）」に基づき、受入条件等を確認した上で適切な施設を選定する。処分費をマニフェスト及び重量証明表等で確認集計し、報告すること。

- (12) 作業中は現場管理者が常時立会い、作業全体を監督すること。
- (13) 建物や電線等の破損を防止する措置をとること。万一、損害を与えた場合には現状復帰を行うこと。
- (14) 受託者は本件業務の全部を第三者に再委託することはできない。一部を再委託する場合には次の要件を満たす業者を選定することとし、事前に書面にて再委託内容を報告し、財団の許可を得ること。  
ただし、現場管理者については再委託することはできない。
  - ア 当該作業にかかる作業能力を有すること。
  - イ 東京都の競争入札参加資格者である場合には、指名停止期間中及び排除措置中ではないこと。

## 7 報告書の提出

本業務に当たり、次の書類を財団に提出すること。

- ア 木材等処分記録報告書
- イ 作業記録写真（撮影方法については次項のとおり）
- ウ 上記以外に財団から提出を求められた書類

## 8 作業記録写真

写真撮影については、財団の指示に従うこと。

### (1) 伐採作業等

- ①全景写真（区域別・樹種別・作業別）：作業前・作業後
- ②局部写真（区域別・樹種別・作業別）：作業前・作業後・樹冠アップ

※作業前・作業後の写真は同一の場所で撮影すること。

※写真アルバムには路線名・撮影場所・樹種名を明記すること。

### ④現場管理者の管理状況

- ア 現場管理者の顔がよく確認できること。
- イ 背景に対象樹木が確認できること。
- ウ 黒板に現場管理者の名前及び撮影内容（伐採 前・中・後）を記入

### (2) 作業広報版

- ①全数の確認
- ②設置状況

### (3) 安全管理

- ①交通整理要員配置状況（配置状況が確認できること。）
- ②安全帯着用状況（安全帯ロープが確認できる写真とすること。）

(4) 発生材

- ①搬出状況（積載状況）
- ②再資源化施設搬入状況（出来る限り搬入先が特定可能な看板等の前で撮影すること。）

(5) 注意事項

- ①伐採記録写真撮影には、必ず施行年月日を明記した黒板を使用すること。
- ②伐採記録写真撮影は、黒板の文字が読み取れる大きさを撮影すること。
- ③写真は背景、黒板、対象樹木が判別しやすいよう暗くならないようにすること。

9 支払い方法

検査完了後、適法な支払い請求を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

10 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

- (1) 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。
- (2) 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限（納入期限）の延長のための協議を行う。

この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注間での協議を踏まえ適切に対応する。

12 その他

- (1) 本仕様に定める事項に疑義が生じた場合、また、業務の履行にあたり不明な事項については、その都度双方協議して実施すること。
- (2) この契約の履行に際し知り得た情報や資料は、全て財団及び東京都の個人情報であり、許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は、別に定めるところによる。

連絡先

〒190-0013

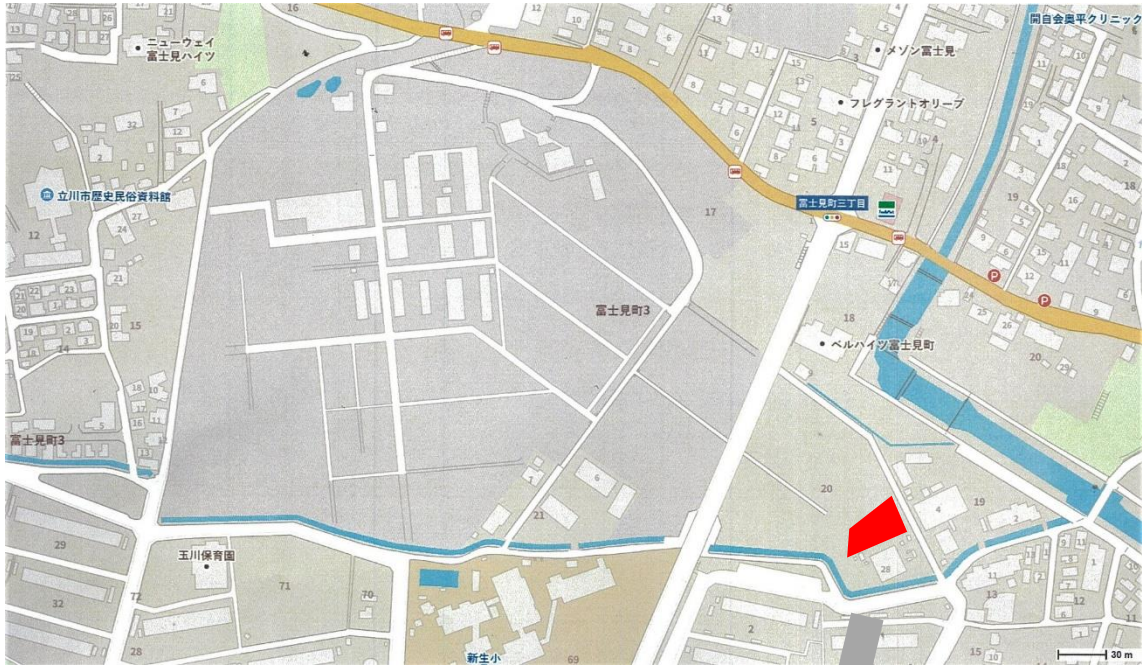
東京都立川市富士見町三丁目 8 番 1 号

公益財団法人東京都農林水産振興財団

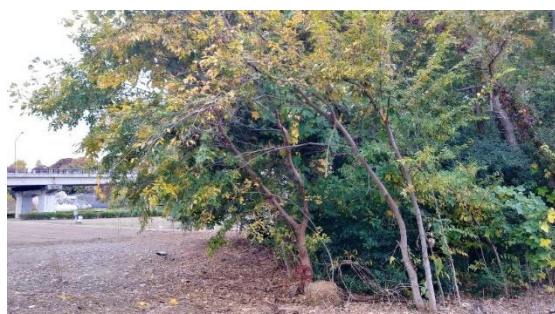
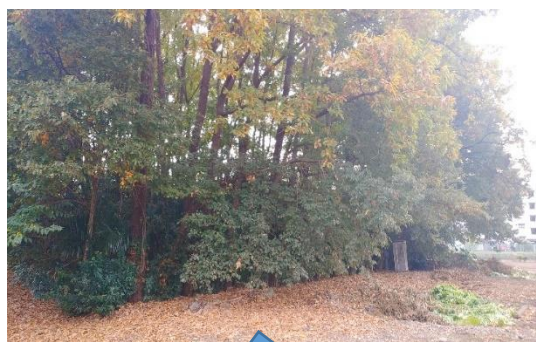
管理課管理係

TEL 042-528-0505

# 別紙1-1「コナラ林 位置図」



# 別紙1 - 2 「コナラ林状況写真」





別紙2—コナラ林伐採範囲（面積）



